

特別養護老人ホーム 菖蒲の郷 利用料金表 3割負担

当施設の利用に要する費用は、以下の表の通りです(現時点でのものであり、変更されることもあります)

○多床室

(月額31日で算定)

	利用者負担段階	三割負担	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)	夜間職員配置加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)	介護サービス費合計	居住費	食事負担額	日額	月額
要介護1	第4段階	1,847円	57円	13円	41円	38円	1,996円	980円	1,800円	4,776円	148,056円
要介護2	第4段階	2,066円	57円	13円	41円	38円	2,215円	980円	1,800円	4,995円	154,845円
要介護3	第4段階	2,295円	57円	13円	41円	38円	2,444円	980円	1,800円	5,224円	161,944円
要介護4	第4段階	2,514円	57円	13円	41円	38円	2,663円	980円	1,800円	5,443円	168,733円
要介護5	第4段階	2,731円	57円	13円	41円	38円	2,880円	980円	1,800円	5,660円	175,460円

※第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。

介護保険対象

(月額は31日で算定)

その他 加算料 金	加算項目(対象者のみ)	内 容	日 額	月 額
	①外泊加算	1日(6日間を限度とする)	257円	1,542円
	②初期加算	入所時から30日以内の期間	32円	960円
	③退所時等相談援助加算		—	—
	・退所前後訪問相談援助加算	退所後1回を限度として算定	481円	—
	・退所時相談援助加算	利用者1人につき1回を限度として算定	418円	—
	・退所前連携加算	利用者1人につき1回を限度として算定	523円	—
	④経口移行加算	経管栄養の方を対象(原則180日まで)	30円	930円
	⑤経口維持加算		—	—
	・経口維持加算(Ⅰ)	著しい誤嚥が認められる方を対象(原則180日まで)	—	418円
	・経口維持加算(Ⅱ)	誤嚥が認められる方を対象(原則180日まで)	—	105円
	⑥口腔機能維持管理加算	口腔ケアに係る技術的助言及び指導	—	32円
	⑦療養食加算	医師の指示に基づく糖尿病食等を提供	19円	589円
	⑧看取り介護加算	死亡前30日を限度とする	—	—
	・看取り介護加算(1)	死亡日以前4日以上30日以下	151円	—
	・看取り介護加算(2)	死亡日以前2日または3日	711円	—
	・看取り介護加算(3)	死亡日	1,338円	—
	⑨排せつ支援加算	支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定	—	105円
	⑩若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者の受入れ	126円	—
	⑪個別機能訓練加算(Ⅱ)	厚生労働省の機能訓練に関する情報を活用した場合に算定	—	21円
⑫科学的介護推進加算(Ⅰ)	利用者に係るデータを活用しケアの質の向上を図る取り組みを行った場合に算定	—	42円	
⑬ADL維持加算(Ⅰ)	ADLの維持または改善の度合いが一定の水準以上である場合に算定	—	32円	
⑭ADL維持加算(Ⅱ)		—	63円	
⑮褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	利用者ごとの褥瘡発生リスクを評価し、一定の基準を満たした褥瘡ケアを継続的に行った場合に算定	—	4円	
⑯褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		—	14円	
⑰介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	当該月の介護サービス費の約14.0%の額			

高額介護サービス費(同月に利用者負担額が上限額を超えた時は、超過額が還付されます。)

【上限額】

- 課税所得690万円以上 140,100円 ○課税所得380~690万円 93,000円 ○課税所得380万円未満 44,400円
- 一般 44,400円 ○住民税世帯非課税等 24,600円 (前年所得80万円以下、老齢福祉年金受給者) 15,000円
- 生活保護受給者等 15,000円

介護保険対象外 (居住費・食費は除く)

	料金項目	内 容	日 額	月 額
別 途 料 金	理美容代	委託業者による	実費	
	貴重品管理・代行事務費	貴重品等の管理・代行事務	—	1,000円
	レクリエーション、クラブ活動費	材料代等	実費	
	電気器具の使用料	一日あたり	80円	2,480円
	特別な食事の費用	個別の希望による特別な食事(酒等を含む)	実費	
	複写物(コピー)交付費	1枚につき	10円	
	おやつ代	午後3時のおやつ提供	150円	4,650円
	買物代行費	買物の代行費用	—	1,600円

※介護保険対象の料金表(居住費・食事負担額を除く)の表示金額は各項目のサービス単位数に地域区分・5級地単価(10.45円)を乗じた金額(端数切捨て)の1割の額となっています。

※利用者のご希望に基づいて、物品を購入する場合や利用者からの負担が適当であると認められるものは、実費をお支払い頂きます。

※利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

(令和7年10月現在)